

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業  
質問及び回答（事業契約書（案））

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書 (案)										冒頭の文章	入札説明書P27では「～横浜市（議）会において平成28年度予算が可決されること。」と記載がありますが、事業契約締結日は議会の可決日以降となるのでしょうか。もしくは、議会の可決日までは仮契約とし、可決日以降本契約に移行することとなるのでしょうか。	平成28年度予算が可決され、本事業にかかる予算措置が執られなければ、事業契約は締結出来ません。本事業において、仮契約の締結は必要ありません。
2	事業契約書 (案)										冒頭の本文	入札説明書27頁には、横浜市議会にて平成28年度予算が可決されることが条件となっていますが、事業契約書にはそのような文言がありません。事業契約書は、議会可決日に本契約となると理解してよろしいでしょうか？	No1をご参照ください。
3	事業契約書 (案)		6								第10条 (契約の保証)	「～別紙〔2〕に記載の期間において～」とありますが、別紙2に記載がある「契約の締結から平成30年3月31日」は「契約の締結から平成31年3月31日」の誤りではないでしょうか。御確認をお願い致します。	御指摘のとおりです。当該部分を修正します。
4	事業契約書 (案)		6								第10条 契約保証金	「別紙に定める金額」は、消費税及び地方消費税込みの金額になるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	事業契約書 (案)		6								第10条 契約の保証	保険証券の保険会社での作成交付には時間を要します。つきましては、「その保険証券を市に提出したとき。」とありますが、付保証明等の書類でも代替できるよう文言を修正いただけませんか？	市を被保険者とする履行保証保険の場合は、市に保険証券を交付することが必要ですが、実際の取扱として、履行保証保険締結後速やかに保険契約の締結を証する書面を提出し、その後に保険証券を提出する取扱も可とします。
6	事業契約書 (案)		6								第10条 契約の保証	ここで言う「保証の額」は別紙2に規定する金額のことと理解してよろしいですか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書 (案)		6								第10条 契約の保証	「～別紙〔2〕に記載の期間において～」とありますが、別紙2に記載がある「契約の締結から平成30年3月31日」は「契約の締結から平成31年3月31日」の誤記かと思われます。	No3をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
8	事業契約書 (案)		7		1		13条	2			消化汚泥等の性状	消化汚泥等の性状が要求水準に示す範囲を逸脱し、かかる状態が長期間継続し、要求水準書に示す範囲に回復が見込まれないと認めるときは、この契約に定める条件、要求水準の内容等について市と事業者は協議を行うものとありますが、長期間と言われる期間で履行したのもも協議対象との理解でよろしいでしょうか。	協議によって定めるのは契約の残期間にわたる取扱であり、既履行部分については協議の対象ではありません。
9	事業契約書 (案)		7		1		13条	2			13条2項（消化汚泥等の性状）	「市が供給する消化汚泥等の性状が要求水準に示す範囲を逸脱し、かかる状態が長期間継続し、要求水準書に示す範囲に回復が見込まれないと認めるときは、この契約に定める条件、要求水準の内容等について市と事業者は協議を行うものとする。」とありますが、本項の「長期間継続」と言われる期間中に履行したのもも協議対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No8をご参照ください。
10	事業契約書 (案)		7								第13条 消化汚泥等の性状	「消化汚泥等の性状が要求水準に示す範囲を逸脱し、かかる状態が長期間継続し、要求水準書に示す範囲に回復が見込まれないと認めるときは、この契約に定める条件、要求水準の内容等について市と事業者は協議を行うものとする」とありますが、長期間と言われる期間で履行したものは、時期を遡って協議対象となる、との理解でよろしいでしょうか？	No8をご参照ください。
11	事業契約書 (案)		8								第14条2項（3） （市の請求による要求水準書の変更）	「通知」は貴市および事業者が合意した場合は延長されるとの理解でよろしいでしょうか。また、協議不調の場合の貴市の「通知」については合理性が担保された「通知」であるとの理解でよろしいでしょうか。	本項の「30日」の期間を市と事業者の合意により延長することは可能です。協議不調の場合の市の通知の内容については、市が合理的と判断する内容のものを通知します。
12	事業契約書 (案)		8								第15条3項 （事業者の請求による要求水準書の変更）	「通知」は貴市および事業者が合意した場合は延長されるとの理解でよろしいでしょうか。また、協議不調の場合の貴市の「通知」については合理性が担保された「通知」であるとの理解でよろしいでしょうか。	No11をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
13	事業契約書 (案)		9								第18条1項(消化ガス)	「～市は消化ガスを提供する義務を負うものではなく～」とあります。事業者はかかる提供量をもとにして都市ガスを調達しますが、一般的な都市ガスの供給約款ではガスを使い過ぎても使わな過ぎてもペナルティを課せられることとなるため事業者側が過大な調達リスクを負うこととなってしまいます。ゆえに、消化ガスの提供量は市の義務とする一方、使用(運用)のリスクは事業者が負うことでリスクを適切に分担すべきと思料致します。	市が一定量の消化ガスを提供する義務を負うことはできません。
14	事業契約書 (案)		9								第18条 消化ガス	「なお、市は消化ガスを提供する義務を負うものではなく…」とありますが、事業者は供給が見込まれる消化ガス量をもって都市ガス料金の交渉を実施します。消化ガスの提供について、市の義務事項としていただくようお願い致します。	No13をご参照ください。
15	事業契約書 (案)		11								第23条	事業者は「市の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできない。」とあり、また、「～市の承諾を得て設計図書の変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときには、事業者が負担するものとし～」とありますが、もとの提案内容が要求水準を満たしたうえで、かつ、設計変更内容が貴市の要望によるものであった場合は同条1～3項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	市の要望による設計変更でも、市が第23条第1項などの具体的な規定に基づいて設計変更が行われた場合以外は、設計変更に伴う増加費用の負担は事業者となります。
16	事業契約書 (案)		11								第23条 設計変更	設計変更について事業者は「市の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない」とあります。また市の承諾を得た場合において事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者が負担」とあります。事業者側においてどうしても必要な設計変更がある場合が想定されますが、その費用負担については協議事項としていただきたく存じます。	事業者側の発意に基づき、市の承諾を得た上で行う設計変更による増加費用は事業者の負担となります。
17	事業契約書 (案)		13								第31条 (工事に伴う近隣対策)	本事業の実施そのもの(本施設の設置)に対する近隣住民説明は貴市にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
18	事業契約書 (案)		15								第37条2項 (試運転及び性能試験)	消化汚泥等は無償で提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	事業契約書 (案)		15								第37条2項 試 運転及び性能試験	試運転及び性能試験における「消化汚泥等は必要な範囲において市が提供する」とありますが、無償で提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	No18をご参照ください。
20	事業契約書 (案)		18								第47条1項 (瑕疵担保責任)	「～又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。」とありますが、修補できる部分は修補し、修補できない部分は修補の代わりに損害賠償を請求するという趣旨で、修補した上で更に損害を賠償する（いわゆる二重取り）という趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	修補できる部分は修補し、修補できない部分は損害賠償請求になります。なお、修補のほかに市に損害が生じているときは、当該損害も賠償請求の対象となります。
21	事業契約書 (案)		18	46							引渡手続	金融機関は、PFI事業者の借入に際し、引渡を証する書類の提出を求めるものと考えておりますが、当該書類を発行頂く事は可能でしょうか。	落札者決定後、協議致します。
22	事業契約書 (案)		19								第49条3項 (総括責任者及び従事者)	提出時期は、各施設（新施設および3,4,5号焼却炉）の管理運営業務開始前で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	事業契約書 (案)		21		4	1	54条			1	第三者に及ぼした損害等	事業者が管理運営業務の実施に際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故、紛争等が発生した場合、事業者は・・・自己の責任において解決に当たるものとすると思いますが、事業者に帰すべき事由がない場合（例えば、不可抗力の場合）は、免責と理解してよいですか。	本項は、第三者に対して法的責任を負わない場合にまで損害賠償を義務づけるものではありません。
24	事業契約書 (案)		21		4	1	54条			1	第三者に及ぼした損害等	事業者が管理運営業務の実施に際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故、紛争等が発生した場合、事業者は・・・自己の責任において解決に当たるものとすると思いますが、事業者に帰すべき事由がない場合（例えば、不可抗力の場合）は、免責と理解してよいですか。	No23をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
25	事業契約書 (案)		25	4	3	68条	1				燃料化物の性状未達	汚泥燃料化施設の稼働により生成された燃料化物が利用先の引き取り基準を満たさず、利用先が引き取らないときは、事業者は、自己の費用で、燃料化施設において当該燃料化物を再度処理するなどして、利用先の引き取り基準を満たすようにしなければならない、とありますが、要求水準書。第3、3、(6)に記載される、施設稼働開始前までに定められる消化汚泥等の標準値を逸脱した場合は免責されるとの理解でよろしいでしょうか。	消化汚泥等の性状が質問にある標準値を逸脱したからと言って、当然に免責されるものではありません。市及び事業者は、第13条第2項の協議で定められた内容に従うこととなります。
26	事業契約書 (案)		25								第69条 (停止期間中等の消化汚泥等の処理)	この条文中の「汚泥燃料化施設」という記載は「本事業で管理運営業務を行う施設」と読み替えるべきと思料致します。	汚泥燃料化施設が休止しても、事業者が運転管理する他の施設で消化汚泥等の処理が出来るよう、本条第1項第2号及び第2項を修正します。
27	事業契約書 (案)		27								第77条1項(改良土需要の増大)	「事業者は～市発注工事、公益工事、民間発注工事への利用増進を図るなど、改良土需要の増大に努めなければならない。」とありますがこの条文の中で、市発注工事や公益工事については事業者が主体となって需要の増大を図ることは現実的には困難と思われまます。ゆえに本条分から「市発注工事」および「公益工事」は削除すべきと思料致します。	本事業では、改良土の製造及び販売を民間事業者の独立採算事業とし、民間のノウハウ等の活用を図ることとしており、改良土の活用促進についても、民間事業者のノウハウ等により増進されることを期待しております。そのため、本条は原案のとおりとします。
28	事業契約書 (案)		27								第77条 改良土需要の増大	「事業者は、下水処理に…民間発注工事への利用増進を図るなど、改良土需要の増大に努めなければならない」とありますが、PFI事業者が主体となって需要の増大に努めることだけでは需要確保は難しいと判断します。市は協力だけではなく、市と事業者が「一体となって需要の増大に努める」、となるよう条文の見直しをお願い致します。	No27をご参照ください。
29	事業契約書 (案)		27								第77条 改良土需要の増大	「事業者は…改良土需要の増大に努めなければならない」とありますが、事業者は協力し貴市が主体としていただけないでしょうか。	No27をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
30	事業契約書 (案)		28								第79条 汚染された建設発生土の受入禁止	「事業者は、建設発生土を受け入れるに際しては、環境汚染の原因物質が混入していないことを確認しなければなりません」とあります。 かたや現行の改良土PFIにおいては、建設発生土の受入れ時に利用申込書を提出していただく際、排出業者側に対し「土壌の汚染に係わる環境基準27項目(環境省告示)の基準値以下であること」の証明を求めた上で、の受入れを実施しています。 現行の改良土事業と同様の受入れ体制にて管理運営を実施する、と理解してよろしいでしょうか？ PFI事業者側にて受入れの都度、汚染物質の混入検査を実施することは実務面より難しいと考えます。	建設発生土の受け入れに際しての確認の方法及び内容については、事業者において、合理的と認められる方法及び内容を定めて下さい。
31	事業契約書 (案)		28	83							サービス購入料の用途	「PFI事業者は、サービス購入料をこの契約の業務の遂行に必要な用途以外に使用してはならない」とありますが、金融機関に返済する元本及び出資者に支払う配当等も当該経費に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	事業契約書 (案)		32								第99条4項 (契約の終了の効果)	4項にはSPCが契約終了から1年間の瑕疵担保責任を負う内容となっており、5項には契約終了から1年間はSPCの解散が禁止されています。 事業終了後のSPC存続は費用増加につながるため、4項に定める責任を契約終了時点で管理運営に支障が無いことを市が確認することをもって代替し、5項のSPC解散の制限をなくすようお願い致します。	原案のとおりとします。
33	事業契約書 (案)		32								第99条4項 (契約の終了の効果)	本項は、契約終了後の維持管理運転の不備等、事業者が帰責事由がない場合は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。また、契約終了後に他の事業者が契約を継承した場合であっても、事業者が契約終了後の施設の維持管理状況についての記録、報告書等は確認できるとの理解で宜しいでしょうか。	契約終了後の市または市が運転管理を委託した受注者の故意・過失によるものについては、事業者には責任はありません。また、契約終了後の施設の維持管理状況の記録については、必要な場合は、市の承諾を得た上で確認できるものとします。
34	事業契約書 (案)		32								第99条の4 契約終了の効果	「この契約の終了後1年以内に・・・大規模修繕又は不測の更新、修繕等・・・が必要となったときは、市は、事業者に対し・・・要した費用を請求できるものとする」とありますが、「不測の更新、修繕等」の費用については事業者側の負担とせず、市の負担としていただくようお願い致します。	原案のとおりとします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
35	事業契約書 (案)		32								第99条の4 契約 終了の効果	本項は、契約終了後の維持管理運転の不備等、事業者 に帰責事由がない場合は該当しないとの理解でよろし いでしょうか。また契約終了後に他の事業者が契約を 継承した場合であっても、事業者が契約終了後の施設 の維持管理状況についての記録、報告書等は確認でき るとの理解で宜しいでしょうか。	No33をご参照ください。
36	事業契約書 (案)		32								第99条の4契約 終了の効果	「この契約の終了後1年以内に管理運営対象施設につ いて、大規模修繕又は不測の更新、修繕等が必要と なったときは、市は事業者に対し、かかる大規模修繕 等を実施すること又はかかる大規模修繕等に要した費 用を負担することのいずれかを請求できるものとする 。」とありますが、事業者側に一方的に不利な契約 条件と思われます。また、「大規模修繕、不測の更 新、修繕等」の定義が曖昧です。円滑な事業運営のた めに本契約条項は契約時に相互協議し内容を見直しで きる理解でよろしいでしょうか。	落札者決定後の契約条項の見直しは行いません。
37	事業契約書 (案)		35								第106条2項 (違約金等)	改良土プラント（新設）についても違約金の記載があ りますが、改良土プラントの運営は独立採算であるた め、他の施設と同等の違約金割合は過大であると思料 致します。改良土プラント（新設）については本条項 から削除していただくようお願い致します。	独立採算ということが違約金をとらない理由にはなり ません。原案のとおりとします。
38	事業契約書 (案)		35								第106条 違約 金等	「設計建設費の10分の1に相当する額」とありますが が、「設計建設費」には、消費税及び地方消費税が含 まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
39	事業契約書 (案)		35								第106条 違約 金等	「サービス対価Bの金額」とありますが、解除日が属 する事業年度における「サービス購入料B 1～4」の 合計金額（消費税及び地方消費税を含む）が該当す るとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
40	事業契約書 (案)		35								第106条 違約 金等	「解体業務に要する費用の10分の1に相当する額」と ありますが、当該費用には、消費税及び地方消費税が 含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
41	事業契約書 (案)		35								第106条 違約金等	第106条_第2項_(2)「解除の日が属する事業年度の管理運営業務に対して・・・サービス対価Bの金額から新設施設のうち第46条の引渡し未了のものにかかる部分を除いた額の10分の1に相当する額」とありますが、場合によっては当該違約金額がマイナスになることがあるかと存じます。具体的事例についてご教示いただけると幸いです。	違約金額がマイナスになることはありません。
42	事業契約書 (案)		35								第106条 違約金等	第106条_第2項_(3)「改良土プラント(新設)が運営開始しているときは、契約解除日が属する事業年度における改良土の売上予想額」とありますが、改良土の売上げについては独立採算事業での仕組みであり、当該売上額全額を違約金とされることは過大かと存じます。違約金条項より外していただくよう要望致します。	No37をご参照ください。
43	事業契約書 (案)		43								別紙1 日程表	3号焼却炉及び5号焼却炉および焼却灰搬出設備の管理運営期間開始が「平成25年4月から」「平成31年4月から」とありますが「平成29年4月から」と思われます。ご確認をお願いします。	3号焼却炉、5号焼却炉、焼却灰搬出設備の管理運営期間の開始日を、それぞれ平成29年4月からに修正します。 あわせて4号焼却炉、5号焼却炉の管理運営期間の終了日を、それぞれ平成51年3月までに修正します。
44	事業契約書 (案)	1	43								別紙1 5号焼却炉 管理運営期間	契約保証の対象として記載がありますが、「現施設汚泥焼却炉3・4号炉の新施設稼働までの管理運営」は契約保証の対象外、という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
45	事業契約書 (案)	2	44								別紙2 契約保証金	「契約の締結から平成30年3月31日」とありますが、「契約締結日」とは、平成28年5月の事業契約締結日を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	事業契約書 (案)	2	44								契約保証金の期間	期間を規定している最初の1行ですが、期限が「平成30年3月31日」とありますが、「平成31年3月31日」ではないでしょうか。確認願います。	「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に修正します。
47	事業契約書 (案)	2	44								契約保証金	aの汚泥燃料化施設の設計建設費とは、様式5-2の内訳3に示す燃料化施設のサービス購入料A1+A2から建中金利及び割賦金利を除いたものと理解してよろしいでしょうか？	原則としてご理解のとおりですが、建中金利は除きません。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
48	事業契約書 (案)	2	44								別紙2 汚泥燃料化施設の設計建設費	bの新1号焼却炉の設計建設費とは、様式5-2の内訳3に示す汚泥焼却炉のサービス購入料A1+A2から建中金利及び割賦金利を除いたものと理解してよろしいでしょうか？	原則としてご理解のとおりですが、建中金利は除きません。
49	事業契約書 (案)	2	44								別紙2 新1号焼却炉の設計建設費	bの新1号焼却炉の設計建設費とは、様式5-2の内訳3に示す汚泥焼却炉のサービス購入料A1+A2から建中金利及び割賦金利を除いたものと理解してよろしいでしょうか？	原則としてご理解のとおりですが、建中金利は除きません。
50	事業契約書 (案)	2	44								別紙2 改良土プラント(新設)の設計建設費	cの改良土プラント(新設)の設計建設費とは、様式5-2の内訳3に示す改良土プラントのうちの改良土プラント(新設)に関わるサービス購入料A1+A2から建中金利及び割賦金利を除いたものと理解してよろしいですか。	原則としてご理解のとおりですが、建中金利は除きません。
51	事業契約書 (案)	2	44								別紙2 改良土プラント(解体)の設計建設費	cの改良土プラント(解体)の設計建設費とは、様式5-2の内訳3に示す改良土プラントのうちの改良土プラント(解体)に関わるサービス購入料A1+A2から建中金利及び割賦金利を除いたものと理解してよろしいですか。	原則としてご理解のとおりですが、建中金利は除きません。
52	事業契約書 (案)	3	45	1	2						火災保険	「火災保険」という記載があります。公共工事標準請負契約約款にも火災保険という表記がありますが、保険実務上は、工事中は一般に火災保険が引き受けられることはなく、工事中の工事目的物の損害を補償するのは工事保険になろうかと存じます。したがって、火災に対する保険付保の目的として「火災保険」ではなく「工事保険」を付保した場合でも、目的が達せられている場合は、要件失格としないことを確認させていただきたく存じます。	保険の内容が同等のものであれば、「工事保険」の名称の保険でも構いません。